

## 変更届時に提出する必要書類(法人編)

※変更手続きは、変更が生じた日から30日以内に提出する必要があります。



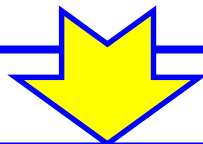
届出をせず又は虚偽の届出をした場合は30万円以下の罰金となります

※賃貸住宅管理業法第44条第一号に規定

電子申請事業者における変更届の流れ

STEP1

賃貸住宅管理業登録等電子申請システム



STEP2

紙申請事業者における変更届の流れ

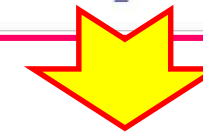
STEP1

<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000029.html>

関東地整 ホームページ のURL

関東地方整備局の ホームページから必要書類をダウンロード

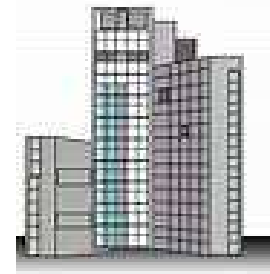
⑩別記様式第九号 (登録事項変更届出書第1面)	[様式] [記入例]
⑪別記様式第九号 (登録事項変更届出書第2面) 法定代理人に関する事項	[様式] [記入例]
⑫別記様式第九号 (登録事項変更届出書第3面) 役員に関する事項(法人である場合)	[様式] [記入例]
⑬別記様式第九号 (登録事項変更届出書第4面) 営業所又は事務所に関する事項	[様式] [記入例]
⑭別記様式第九号 (登録事項変更届出書第5面) 既に有している免許又は登録	[様式] [記入例]
⑮法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面	[様式]



STEP2

紙申請者における必要書類の送付先

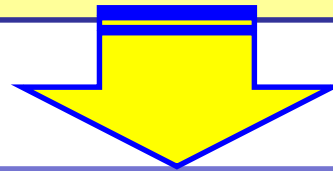
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省関東地方整備局/建設部建設産業第二課/賃貸住宅管理業係 宛



上記の変更届に加え、変更の内容によって別途添付が必要となる書類もありますので、詳細は次ページ以降を確認してください。

ケース1

法人の **商号又は名称が変更** になる場合に必要な書類



通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	

&

	必要添付書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	登記事項証明	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ※写しによる提出可

ケース2

法人の**代表者が変更（交代や姓名変更）**の場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類（以下の書類は <b>省略不可</b> ）	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	2	—	略歴書	・交代の場合は就任者のみ提出
③	6	—	誓約書 【法第六条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面】	・交代の場合は就任者のみ提出

&

	必要添付書類（以下の書類は <b>省略不可</b> ）	備考
①	登記事項証明	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）※写しによる提出可
②	身分証明書 <u>役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書</u>	・交代の場合は就任者のみ提出 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） ※写しによる提出可 ※新たに就任した役員（代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、会計参与など）全員について必要

ケース3

法人の**役員**が変更（交代、退任、姓名変更）になる場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類 <u>(以下の書類は省略不可)</u>	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	3	役員に関する事項	
③	2	—	略歴書	・交代の場合は就任者のみ提出
④	6	—	誓約書 【法第六条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面】	・交代の場合は就任者のみ提出



	必要添付書類 <u>(以下の書類は省略不可)</u>	備考
①	登記事項証明	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）※写しによる提出可
②	身分証明書 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書	・交代の場合は就任者のみ提出 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） ※写しによる提出可 ※新たに就任した役員（代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、会計参与など）全員について必要

ケース4

主たる営業所又は事務所の名称又は所在地が変更になる場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の名称や所在地の変更に伴い、配置している『業務管理者』が変更になる場合には以下に掲げる添付書類を提出してください。
			<u>【賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合】</u> ★賃管法省令14条 <b>第一号</b>	・ <b>賃貸不動産経営管理士証【写】</b> →婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、 <b>運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの）</b> や <b>戸籍謄本の写し</b> など、 <b>変更前後の氏名を何らか確認できる書類</b> をあわせて提出
			<u>【宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合】</u> ★賃管法省令第14条 <b>第二号</b>	・ <b>宅地建物取引士証【写】</b> ・ <b>業務管理者講習修了証【写】</b>



	必要添付書類 (以下の書類は原則省略不可)	備考
①	登記事項証明 ※変更となる主たる営業所又は事務所の所在が「商業登記簿（履歴事項証明書）」に記載されていない場合は提出不要	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ※写しによる提出可

ケース5

従たる営業所又は事務所の変更の場合に必要な書類

※変更の対象（営業所又は事務所の新設、廃止、名称及び所在地の変更）

通し番号	様式番号	面	必要届出書類（以下の書類は省略不可）	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の名称や所在地の変更に伴い、配置している『業務管理者』が変更になる場合には以下に掲げる添付書類を提出してください。
			<u>〔賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合〕</u> ★賃管法省令14条 <b>第一号</b>	・賃貸不動産経営管理士証【写】 →婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、 <u>運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの）</u> や <u>戸籍謄本の写し</u> など、 <u>変更前後の氏名を何らか確認できる書類</u> をあわせて提出
			<u>〔宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合〕</u> ★賃管法省令第14条 <b>第二号</b>	・業務管理者移行講習修了証【写】  ・宅地建物取引士証【写】 ・業務管理者講習修了証【写】



	必要添付書類（以下の書類は原則省略不可）	備考
①	登記事項証明 ※変更となる従たる営業所又は事務所の所在が「商業登記簿（履歴事項証明書）」に記載されていない場合は提出不要	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ※写しによる提出可

ケース6

従たる営業所又は事務所の変更の場合に必要な書類

※変更の対象（営業所又は事務所の廃止）

通し 番号	様式 番号	面	必要届出書類（以下の書類は省略不可）	備考
①	9	1	登録事項変更届出書	
②	9	4	営業所又は事務所に関する事項	
③	5	—	業務管理者の配置状況	営業所又は事務所の廃止に伴い、業務管理者一覧を更新してください。

&

	必要添付書類（以下の書類は原則省略不可）	備考
①	登記事項証明 ※変更となる従たる営業所又は事務所の所在が「商業登記簿（履歴事項証明書）」に記載されていない場合は提出不要	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ※写しによる提出可



ケース7

配置している業務管理者のみ変更の場合に必要な書類

通し番号	様式番号	面	必要届出書類 (以下の書類は省略不可)	備考
①	5	—	業務管理者の配置状況	
			<p>【賃貸不動産経営管理士の登録者が業務管理者になる場合】</p> <p>★賃管法省令14条 <b>第一号</b></p>	<p>・ <b>賃貸不動産経営管理士証【写】</b> →婚姻等により姓が変更になり、申請書に入力された姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、<b>運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの）</b>や<b>戸籍謄本の写し</b>など、<b>変更前後の氏名を何らか確認できる書類</b>をあわせて提出</p> <p>・ <b>業務管理者移行講習修了証【写】</b></p>
			<p>【宅地建物取引士の登録者が業務管理者になる場合】</p> <p>★賃管法省令第14条 <b>第二号</b></p>	<p>・ <b>宅地建物取引士証【写】</b> ・ <b>業務管理者講習修了証【写】</b></p>



紙申請者において業務管理者の登録抹消のみを行う場合は5号様式のみ提出してください。なお、抹消にあたっては、賃管法に基づき、当該営業所又は事務所に最低1名以上の業務管理者が配置されている必要がありますのでご注意ください。

「変更の定義」は、業務管理者の交代、新規登録、登録抹消、姓名の変更になりますが、その他疑義事項については適宜当局宛にご相談ください。



紙申請者において本ケースが生じた場合、上記必要書類のデータを以下のメールアドレス宛てに送信してください。（メールが使用できない事業者は郵送でも可）

【メールアドレス】：ktr-kensan-mail@mlit.go.jp